B　宇宙機の製造者*
a)　宇宙機の製造者名
b)　契約証書作成日
c)　契約上の「引渡し期間」
d)　衛星の調達数
C　打上げ業務提供者
a)　打上げ機供給者名
b)　契約証書作成日
c)　打上げ又は軌道投入引渡し期間
d)　打上げ機名
e)　打上げ施設名と場所
*　注－　衛星の調達契約が２つ以上の衛星を含む場合、それぞれの衛星について関連の情報を提出する。

改　　決議第55（WRC-12、改）　衛星通信網、地球局及び電波天文局の通告様式の電子的手段による提出

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

全ての衛星通信網、地球局及び電波天文局の通告を電子的な様式で行うことは、無線通信局及び主管庁の作業を一層容易にし、そうした通告の処理を促進するであろうこと。

以下を認め、

調整及び通告手続に関係する処理が第９条及び第11条並びに付録第30号、第30A号及び第30B号に規定する期間を超えるようなことがあれば、主管庁が調整を実施する時間的な余裕が短くなってしまう可能性のあること。

以下を決議し、

1　2000年６月３日からは、第９条及び第11条の規定に基づいて無線通信局に提出される衛星通信網及び地球局のための全ての通告（AP4/Ⅱ及びAP4/Ⅲ）、電波天文通告（AP4/Ⅳ）並びにAPI（AP4/Ⅴ及びAP4/Ⅵ）及び真正性情報（決議第49（WRC-07、改））は、無線通信局の電子様式取り込みソフト（SpaceCap）と互換性のある電子的な様式で提出されるものとすること。

2　2007年11月17日からは、第９条及び第11条、付録第30号及び第30A号並びに決議第49（WRC-07、改）の規定に基づいて無線通信局に提出される衛星通信網、地球局及び電波天文局のための全ての通告は、無線通信局の電子様式取り込みソフト（SpaceCap及びSpaceCom）と互換性のある電子的な様式で提出されるものとすること。

3　2008年６月１日からは、付録第30B号の規定に基づいて無線通信局に提出される、衛星通信網及び地球局のための全ての通告は、無線通信局の電子様式取り込みソフト（SpaceCap）と互換性のある電子的な様式で提出されるものとすること。

4　2009年７月１日からは、第９条第9.11号から第9.14号まで及び第9.21号の関連で第9.3号及び第9.52号の規定に基づいて又は第二地域の計画変更若しくは第４条の下で第一地域及び第三地域の追加使用並びにこれらの付録の第2A条の下でガードバンドの使用の関連で付録第30号及び第30A号の4.1.7節、4.1.9節、4.1.10節、4.2.10節、4.2.13節若しくは4.2.14節の規定に基づいて、無線通信局に提出されるコメント／反対意見は、無線通信局の電子様式取り込みソフト（SpaceCap）と互換性のある電子的な様式で提出されなければならない。

5　2012年2月18日からは、第9条第9.41号の下で無線通信局に提出される包含又は除外についての全ての要求は無線通信局の電子様式取り込みソフト（SpaceCap）と互換性のある電子的な様式で提出されなければならない。

6　2000年６月３日以来、決議事項１、２及び３で扱われている提出の関連する全ての図形データは無線通信局のデータ取り込みソフト（グラフィカル・インターフェース・マネージメント・システム（GIMS））と互換性のある図形データ様式で提出されることが望ましいこと。しかしながら、図形データを紙で提出することも引き続き許容されること。

以下を無線通信局に指示し、

1　決議事項１で挙げられている調整要求及び通告を受領日から30日以内に無線通信局の国際周波数情報回章のCD-ROM及びそのウェブサイト上でも「受領した」ものとして見ることができるようにすること。

2　主管庁が上記決議事項１から４までを遵守することができるように、主管庁に対し取り込み及び最新版の認証用のソフトウェアと全ての技術的な手段、研修及びマニュアルを主管庁からの要請に基づく支援とともに提供すること。

3　実効的な範囲で、認証用のソフトウェアと取り込み用のソフトウェアを統合すること。

以下を主管庁に要請する。

実効的な範囲で速やかに通告に関連する図形データを無線通信局の図形取り込み用ソフトウェアと互換性のある様式で提出すること。

改　　決議第63（WRC-12、改）　産業科学医療用（ISM）機器からのふく射によって生ずる混信に対する無線通信業務の保護

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　ISMの使用とは、無線通信規則第1.15号に「無線周波エネルギーを発生させて限られた場所で産業用、科学用、医療用、家庭用その他これらと類似の用途（電気通信の分野における用途を除く。）に利用するための設備又は装置の運用」と定義されていること。

b)　ISM機器は、局所的に外部へのふく射が必ずしも避けられない状態にあるかもしれないこと。

c)　スペクトル全域の様々な周波数上で作動しているISM機器の数が増大しつつあること。

d)　一部の場合には、ISM機器によってエネルギーのかなりの部分がその作動周波数の外部にふく射される可能性があること。

e)　ITU-R勧告SM.1056は、無線通信業務を保護するためのISM機器の指針として国際無線障害特別委員会（CISPR）の規格11を使用するよう主管庁に勧告していること、ただし、